改正廃棄物処理法に係る 政省令改正(概要)

1. 適正処理の推進 ... P2
2. いわゆる雑品スクラップ対策 ... P6
3. 自ら処理の拡大 ... P9
4. 施行期日等 ... P12

1. 適正処理の推進

1. 課題

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生

く明らかになった課題>

- (1)<u>許可取消し後の廃棄物処理業者</u>等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
- (2)マニフェスト記載内容の信頼性担保や、電子マニフェストの活用による不適正事案の早期把握や原因究明が必要

食品不適正事案対応の経緯 平成28年1月 事案発覚、県が立入検査・報告徴収等 " 2月29日 愛知県が改善命令 " 4月18日 岐阜県及び三重県が許可取消し

" 6月27日 愛知県による許可取消し

2. 法改正事項等

(1)許可を取り消された者等に対する措置の強化

許可を取り消された廃棄物処理業者、事業を 廃止した廃棄物処理業者等に対して、

○市町村長、都道府県知事等は、処理基準に従って保管すること等、必要な措置を 命じることができることとする。

(第19条の10)

- ○**排出事業者に対する通知を義務付ける** こととする。 (第14条の2第4項等)
- →【主な省令規定見込事項】
- · 許可取消から<u>10日以内</u>の通知
- ・ 5年間の通知の写しの保存 を義務化

(2)マニフェスト制度の強化

- マニフェストの記載内容についての信頼性の担保を 図るため、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則 を強化する。 (第27条の2)
 - ※現行:6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金 →改正後:1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ○特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付けることとする。 (第12条の5第1項)
 - →【主な省令規定見込事項】(次項へ)

主な省令規定見込事項(電子マニフェスト関係)

電子マニフェスト関係

1. 義務の対象者

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50トン以上(PCB廃棄物は50トンの中に含めない)の事業場を設置する者を対象とする。

産業廃棄物を 処理委託

《電子マニフェスト義務対象外》

産業廃棄物を 処理委託

《電子マニフェスト義務対象外》



特管産廃排出量 75トン/年 うちPCB廃棄物以外 60トン/年



特管産廃排出量 75トン/年 うちPCB廃棄物以外 45トン/年 特別管理産業廃棄物を 処理委託

《電子マニフェスト使用義務》

特別管理産業廃棄物を 処理委託

《電子マニフェスト義務対象外》

産業廃棄物を 処理委託

《電子マニフェスト義務対象外》



特管産廃排出量 45トン/年 うちPCB廃棄物以外 45トン/年 特別管理産業廃棄物を 処理委託

《電子マニフェスト義務対象外》

主な省令規定見込事項2(電子マニフェスト関係)

2. 電子マニフェストの登録が困難な場合 (⇒ 紙マニフェストに記載(備考・通信欄))

情報処理センターへの電子マニフェストの登録が困難な場合は、次の場合とする。

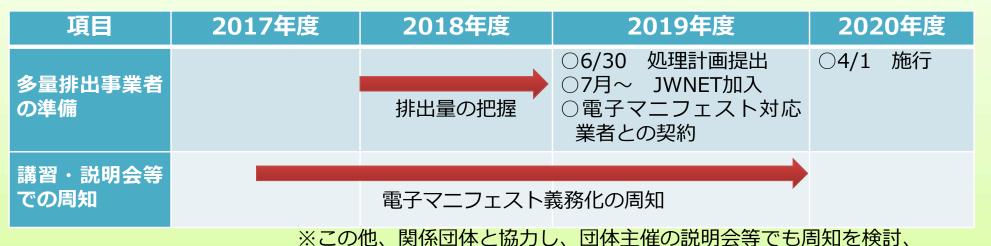
- 義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の 故障の場合、電力会社による長期間の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者 等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子マニフェストを使用 することが困難と認められる場合
- 離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、 スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離 に存在しない場合など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる 場合
- 常勤職員が、平成31年3月31日において全員65歳以上で、義務対象者の回線が情報処理 センターと接続されていない場合

3. 情報処理センターへの登録期限

- 義務対象者は、運搬又は処分受託者に廃棄物を引き渡した後、3日以内(<u>土日祝日・年</u> <u>末年始を含めない</u>)に、引渡し年月日等の事項を<mark>情報処理センターに登録</mark>する。
- ※ ただし、原則としては予約登録機能等も活用し、速やかに登録することが望ましい。
- ※ 処理業者からの報告についても同様に3日以内(土日祝日・年末年始を含めない)に登録とする。

今後のスケジュール等(電子マニフェスト関係)

1. 施行までのスケジュール



3日間以内(土日祝日・年末年始を含めない)登録は2019年4月1日施行予定

2. その他電子マニフェストに関する検討事項

1. 現場登録システムについて

- 排出事業者が運搬受託者の支援を受けてスマートフォン・タブレットを使用して排出現場で電子マニフェストの登録を行うことができるシステムを平成29年度(2017年度)に試行。
- 今後、運搬受託者や処分受託者も使用できるよう現場登録システムの強化を検討中。

2. 費用負担の軽減について

- 経済的負担の軽減については、利用状況を踏まえ、引き続き検討。
- なお、平成29年(2017年)4月から、一部料金の引き下げを行った。(少量排出事業者向け(B 料金)の基本料を2,160円 → 1,944円。B 料金と少量排出事業者団体向け(C料金)の使用料を32.4円/件→21.6円/件)

※B料金:少量排出事業者向け料金、登録件数90件までの使用料は基本料に含まれる。

C料金:少量排出事業者団体(30者以上一括加入)向け料金、基本料は無料。

2.いわゆる雑品スクラップ対策

1. 課題

- ○雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- ○有価な資源として取引される場合が多いため、<u>廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり</u>。





雑品スクラップ火災の例 港湾・船舶で66件、ヤード等陸上で27件 (平成19年~27年、国立環境研究所 寺園淳氏推計)

2. 法改正事項



生活環境への影響発生を抑制

<規制の内容> (第17条の2)

- ①「**有害使用済機器**」※1の保管又は処分を業として行おうとする者※2に**都道府県知事への届出を義務** 付け
 - ※1 使用が終了し、収集された電気電子機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、 適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
 - ※2 届出除外対象者を省令で規定
- ②政令で定める保管・処分に関する基準の遵守を義務付け
- ③都道府県による**報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加**(これらの違反があった ときは罰則の対象)

雑品スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例(国立環境研究所 寺園淳氏撮影)











エアコン(室内機)

エアコン(室外機)

洗濯機

掃除機

扇風機

炊飯器

主な政令事項及び省令規定見込事項(いわゆる雑品スクラップ対策関係)

1. 有害使用済機器の指定

- 今回は、取引の全体像に関する実態把握の蓄積がある<u>リサイクル法の対象機器(家電4品目及び小</u>型家電28品目)を対象として指定する。
- 現場での該非判断を実効性あるものとするため、家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器(いわゆる業務用機器)についても対象として指定する。

2. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

- 廃棄物処理法に基づく廃棄物に関する保管・処分の基準を基本として定める。
- <u>火災の防止</u>の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー等を分別した上で保管・処分させる 等の必要な措置を講じる。
- その他、保管の高さ、処分の方法等については、保管等の実態を踏まえて設定。

3. 届出除外対象者

- <u>廃棄物・リサイクル関係法令の許可等</u>を受けた者 (例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電・小型家電リサイクル法の認定事業者等※1)
- <u>小規模事業者</u>(事業場の敷地面積100m²未満の事業者)
- いわゆる雑品スクラップ業者以外の者であって、有害使用済機器の保管等を業として行う者 (例えば、不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者等※2)
 - ※1 有害使用済機器が廃棄物になった場合の当該廃棄物の保管等に係る許可等を有し、当該許可等に係る事業場で保管等を行う者に限る。 ※2 有害使用済機器の適正保管を行うことが想定される者に限る。

なお、これらを含めた制度の周知については、事業者向けのガイドラインを策定するほか、全国各 ブロックでの説明会、関連業界団体と連携した説明会等を通じて情報提供を行う予定。

(参考)品目一覧

- 1. ユニット形工アコンディショナー(ウィンド形工アコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形工アコンディショナーに限る。)
- 2. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 3. 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- 4. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - a. プラズマ式のもの及び液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、 建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)
 - b. ブラウン管式のもの
- 5. 電動ミシン
- 6. 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 7. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 8. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 9. 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 10. フィルムカメラ
- 11. 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- 12. ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(2.に掲げるものを除く。)
- 13. 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具 (1.に掲げるものを除く。)

- 14. 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(3.に掲げるものを除く。)
- 15. 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 16. ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械 器具
- 17. 電気マッサージ器
- 18. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 19. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 20. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 21. 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 22. 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- 23. ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(4.に掲げるものを除く。)
- 24. デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
- 25. デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他 の電気音響機械器具
- 26. パーソナルコンピュータ
- 27. プリンターその他の印刷用電気機械器具
- 28. ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- 29. 電子書籍端末
- 30. 電子時計及び電気時計
- 31. 電子楽器及び電気楽器
- 32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

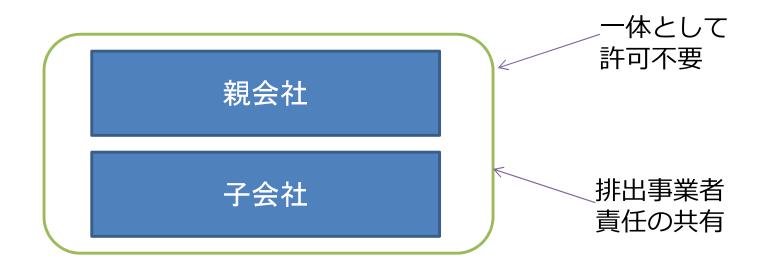
[※] これらの機器については、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使用済機器としては、家庭用機器との差異について、現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器(いわゆる業務用機器)も対象とし、附属品を含む。

3. 親子会社による一体的処理の特例(自ら処理の拡大関係)

法改正事項(第12条の7)

親子会社が一体的な経営を行うものである、及び、産業廃棄物の適正な収集、 運搬又は処理ができる等の基準に適合する旨の**都道府県知事の認定を受けた** 場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に 親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとする。

※廃棄物処理法上、排出事業者が自らの産業廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物処理業の許可は不要



主な政令事項及び省令規定見込事項(自ら処理の拡大関係)

主な規定見込事項

1. 一体的な経営を行う事業者の基準

- 二以上の事業者のいずれか一の事業者が、他の事業者について、次のいずれかに該当する。
- ①当該二以上の事業者のうち<u>他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価</u>額の総額を保有している。
- ②次のいずれにも該当する。
- ・当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式、出資口数又は出資価額の<u>3分の2</u> 以上を保有していること。
- ・当該二以上の事業者のうち他の事業者に対し、<mark>業務を執行する役員を出向</mark>させていること。
- ・当該二以上の事業者のうち他の事業者は、<u>かつて同一の事業者</u>であって、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと。

2. 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準

- ・認定グループ内の産業廃棄物処理について<u>計画を有し、その中で処理を行う事業者として位置付けられているとともに、統括的管理体制の下で処理を行う</u>事業者であること。
- ・認定グループ外の産業廃棄物の処理も行う場合は、それぞれ区分して行うこと。
- ・認定グループ外の者に当該産業廃棄物の処理を委託する場合は、共同して、委託を行う とともに、マニフェストを交付すること。(※委託基準違反、マニフェスト虚偽記載な どの罰則の可能性)
- ・<u>知識及び技能</u>を有すること。
- ・欠格要件等に該当しないこと。

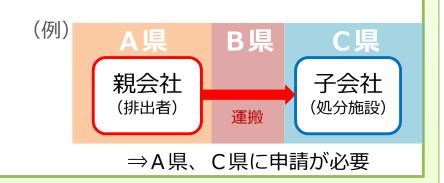
- ・<u>経理的基礎</u>を有すること。
- ・<u>基準に適合する施設</u>を有すること。

等

主な政令事項及び省令規定見込事項(自ら処理の拡大関係)

3. 申請先・申請方法

- ・申請に係る産業廃棄物の<u>積卸しを行う区域、</u> 処分施設が存在する区域を管轄する都道府県知事に申請。
- (※当該区域が二以上の都道府県にまたがる場合は、 それぞれに申請。)



4. 申請書・添付書類

- 事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名、議決権保有割合に関する事項、実施体制に関する事項 に加え、当該申請に係る産業廃棄物の種類、処理の範囲及び処理を行う区域等を記載した申請書を 都道府県知事に提出する。
- 申請書には、当該申請に係る事業概要、一連の処理の行程、施設に関する事項等を記載した事業計画を添付。
- 併せて、定款又は寄付行為及び登記事項証明書等(子会社の株主名簿、かつて同一の事業者であったことを証明できる登記書類)、役員の氏名及び住所(※親会社からの出向者を明記)、各種基準に適合することを示す書類等を添付。

5. 報告

- 毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る産業廃棄物の処理に関し、報告書を都道府県知事に提出する。
- ※上記のほか、変更の認定申請、軽微変更、変更の届出、廃止の届出、帳簿記載事項等について必要な措置を規定する。また、当該認定及び変更の認定に関する事務の一部等を、都道府県知事に加え指定都市の長等が行うことができるよう、所要の措置を講ずる。

4. 施行期日等

1. 改正法の施行期日を定める政令

- 改正法(電子マニフェストの一部義務化関係を除く。)の施行期日は、平成30年(2018年) 4月1日とする※。
- 改正法のうち、電子マニフェストの一部義務化関係の施行期日は、平成32年(2020年)4月1日 とする。
 - ※ なお、改正法の施行の際に現に有害使用済機器の保管等を業として行っている者については、施行後6ヶ月間(10月1日まで)、届出の猶予期間。

2. その他

上記施行期日以前における電子マニフェスト使用者に係る情報処理センターへの登録期限等を3日以内(土日祝日・年末年始を含めない)に改め、その施行期日は、平成31年(2019年)4月1日とする。

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
多量排出事業者 の準備		排出量の把握	○6/30 処理計画提出○7月~ JWNET加入○電子マニフェスト対応業者との契約	○4/1 施行